

長期施設管理方針の適用始期について

1. はじめに

本資料は、評価ごとに策定した長期施設管理方針の適用始期に関する考え方を整理したものである。

2. 長期施設管理方針の適用始期

前回の経年劣化に関する技術的評価（以下「PLM」という。）結果を踏まえた長期施設管理方針の適用始期は、PLM結果を旧原子力安全・保安院に報告した日とし、既認可保安規定添付3（長期施設管理方針）に定めるとおり2011年9月26日としていた。

今回保安規定変更認可申請（以下「申請」という。）を行うに当たり、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（令和2年3月31日最終改正 原子力規制委員会）を確認したところ、長期施設管理方針の適用始期は事業開始後30,40,50年を経過する日と規定されていた。

そのため、今回申請においては、長期施設管理方針の適用始期を事業開始後30年を経過する日とし、2021年9月27日とした。なお、本施設の事業開始日は1991年9月27日である。

しかしながら、今回長期施設管理方針の適用始期を変更したことにより、核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の4の2（加工施設の経年劣化に関する技術的な評価）第2項の要求事項*に適合していない状態となる。

したがって、長期施設管理方針の適用始期を2021年9月26日とし、補正する。

*：前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十年間に実施すべき当該加工施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

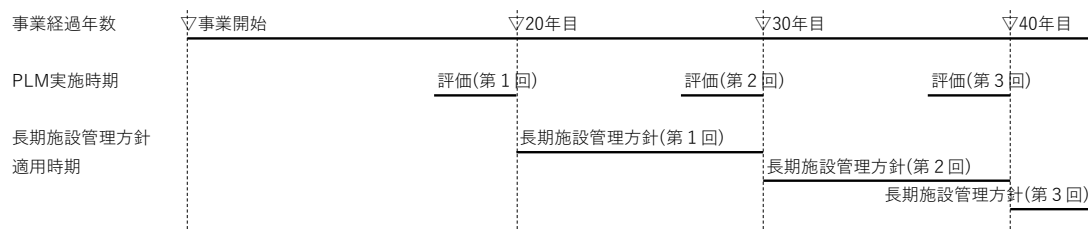


図. 長期施設管理方針適用始期の考え方

以上